

○ 総務省告示第三百七十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条の二の四の規定に基づき、令和元年総務省告示第二百六十四号（電波法施行規則第六条の二の四に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和二年十二月十日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>【二ノ八 略】</p> <p>九 施行規則第六条第四項第五号に規定するもの（<u>施行規則第六条の二の四第三号に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。</u>）にあつては、空中線電力が次のいずれかのものであること。</p> <p>イ <u>一、八九七・四MHz、一、八九九・二MHz又は一、九〇一MHzの周波数の電波を使用するものにあつては、一〇〇ミリワット以下であること。</u></p> <p>ロ <u>一、八九二MHz、一、八九九・二MHz又は一、九一四・一MHzの周波数の電波を使用するものであつて、主として同一の構内又はそれに連する場所において固定して使用されるものにあつては二〇〇ミリワット以下、主として同一の構内又はそれに連する場所において固定して使用されるもの以外のものにあつては一〇〇ミリワット以下であること。</u></p> <p>ハ <u>一、八九五・六一六MHz以上一、九〇四・二五六MHz以下の周波数の電波であつて、一、八九五・六一六MHz及び一、八九五・六一六MHzに一、七二八MHzの整数倍を加えたものにあつては二四〇ミリワット以下であること。</u></p>	<p>【二ノ八 同上】</p> <p>九 施行規則第六条第四項第五号に規定するもの（<u>同条の二の四第三号に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。</u>）にあつては、空中線電力が次のいずれかのものであること。</p> <p>イ 主として同一の構内において固定して使用されるものであつて、占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇MHzのものにあつては一〇〇ミリワット以下、占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇MHzのものにあつては二〇〇ミリワット以下であること。</p> <p>ロ 主として同一の構内において固定して使用されるもの以外のものにあつては一〇〇ミリワット以下であること。</p> <p>【新設】</p>
<p>備考 表中の「<u> </u>」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	